

**令和5年度
第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
次 第**

＜日 時＞ 令和5年4月19日（水）

14：00～15：30

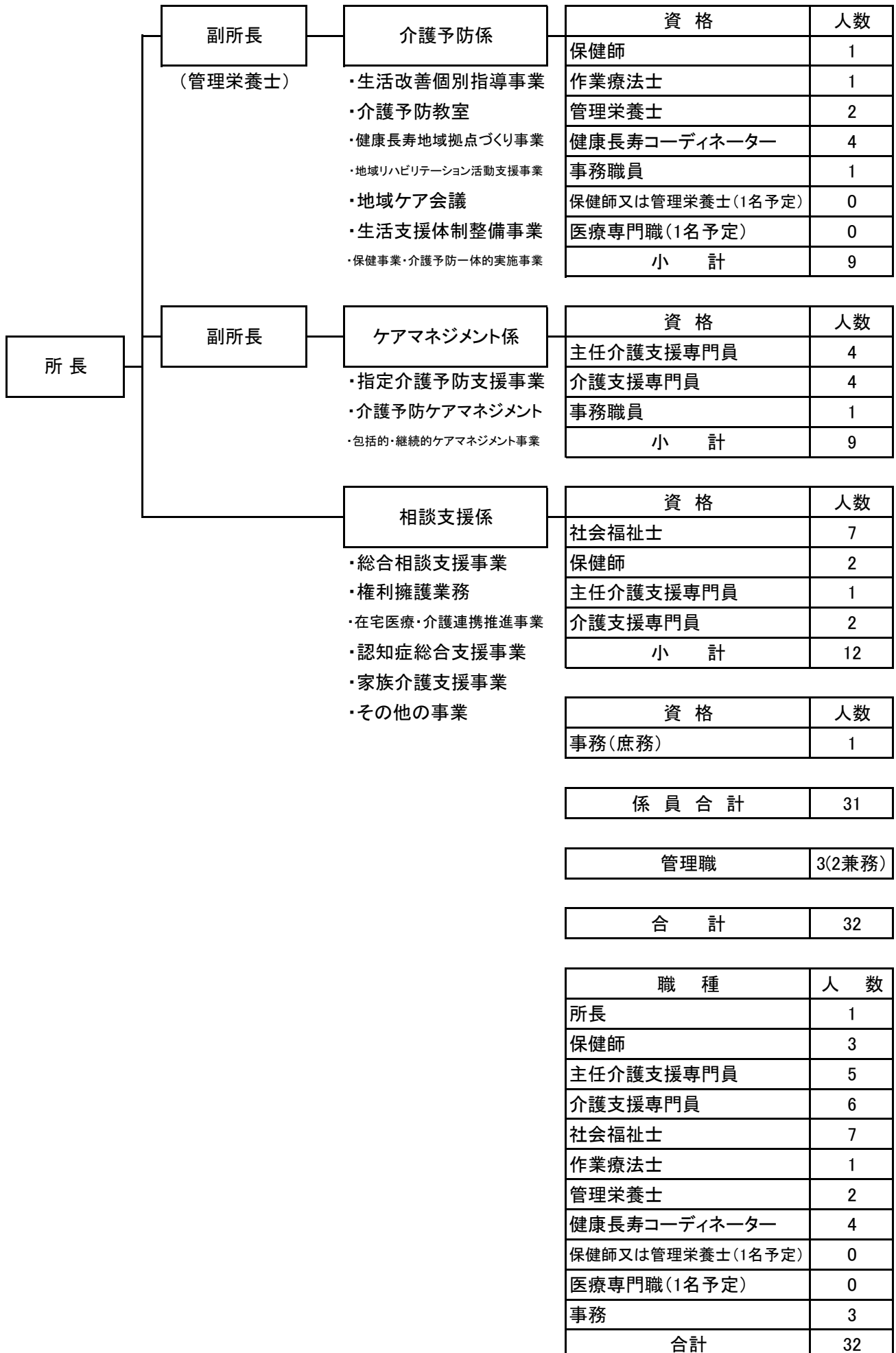
＜場 所＞ 新居浜市役所 災害対策室

- 1 第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
 - （1）令和5年度実施体制について
 - （2）令和5年度事業の詳細について
 - （3）令和5年度重点事業について
 - （4）令和4年度認知症初期集中支援チーム検討委員会について
 - （5）その他

【地域包括支援センター運営協議会 資料】

- 1 令和5年度実施体制
- 2 令和5年度 新居浜市地域包括支援センター事業一覧
- 3 ① PPK体操について
 - ② 拠点を開設している自治会
 - ③ 運動・生活機能評価の活用について
 - ④ 保健事業・介護予防一体的実施事業について
- 4 令和4年度「認知症初期集中支援チーム」協議会

令和5年度実施体制



令和5年度 新居浜市地域包括支援センター事業一覧

資料2

事業・業務	内容
指定介護予防支援事業	要介護認定の結果が要支援1・2となった高齢者等の内、給付サービスを利用する者に対し介護予防のサービス計画(ケアプラン)を作成して介護予防を推進する。地域包括支援センターが介護予防の居宅支援事業所として指定を受けて実施することとなっている。居宅介護支援事業所に一部の介護予防サービス計画作成を業務委託している。委託事業所に対してのケアプランの指導も行う。
保健事業・介護予防一体的実施事業	75歳以上の疾病予防である保健事業と介護予防を一体的に実施することでフレイルを予防し、健康寿命の延伸を図る。
地域支援事業	高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるように支援する事業。市に実施責任があり、業務委託として地域包括支援センターに委託できる。新居浜市の場合は地域包括支援センターが直営であるため、責任主体介護福祉課、実施主体地域包括支援センターとして相互に協議・調整し推進している。
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	要支援者等への介護予防と生活支援を総合的に推進していく事業。地域住民も含めた多様な主体による多様なサービスの充実により、効果的・効率的な支援を目指す。新居浜市では、生活支援体制整備事業と一緒に推進していくことにしている。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者や基本チェックリストにより該当となった「事業対象者」に対して、訪問型サービス、通所型サービス(従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当)及び介護予防ケアマネジメントを提供することにより、要支援者等の自立を支援する。
介護予防ケアマネジメント	事業対象者に対するケアマネジメント計画(介護予防給付におけるケアプランに相当)を作成し、自立を支援する。地域包括支援センターが行う事業であるが、業務委託契約により居宅介護支援事業所に委託することができる。委託事業所に対してのケアマネジメントの指導も行う。
訪問型サービスC	生活支援体制整備事業、地域ケア(推進)会議等と連携して市による短期集中指導による自立支援に資するメニューを実施する。
生活改善個別指導事業	生活改善が必要な要支援・事業対象者に専門職が訪問指導等を行い、日常生活の自立を図り、要介護状態になることの予防、自立を支援する。
一般介護予防事業	65歳以上の全ての高齢者を対象とした日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくりなど高齢者の生活機能全般の改善を目指していく。
介護予防普及啓発事業	高齢者が自分らしく生き生きとした生活が送れるように、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における自発的な活動の育成・支援を行う。
介護予防教室	生活機能の維持・向上を図るため、介護予防の基本的な知識を学習する教室を開催し、自分の身体に合った介護予防への取り組みを支援する。身体機能、口腔機能、栄養改善の複合プログラムを実施している。
地域介護予防活動支援事業	介護予防の知識を有した住民ボランティアの育成や活動支援など、ボランティアが地域でより有意義な活動ができるように支援する。
健康長寿地域拠点づくり事業	自治会館等自宅から歩いて行ける通いの場を活用して、高齢者に低下しやすい運動機能の維持・向上を目指した体操プログラム「にいほま元気体操 介護予防編」(通称「ピンピンキラリ(PPK)体操」、お手玉やセラバンドを使って行う)に取り組むなど住民が主体的に介護予防環境づくりを進める。申請自治会に対し8万円上限の交付金制度有り。
(大島地区運営費)	(大島地区の運営を行う。)
地域リハビリテーション活動支援事業	通いの場等でPPK体操の指導や住民主体の介護予防を支援できる市民体操指導士を養成するなど、リハビリテーション専門職を活用し、各種介護予防事業の取組を専門的な知見により強化を図る。
包括的支援事業	従来は、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務が包括的支援業務の主な内容であったが、制度の改正により、高齢者施策の拡充を目的として、在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の新三事業が追加となった。また、地域ケア会議が制度的にも位置づけられることとなり、その充実が求められることになった。
総合相談支援業務	高齢者の心身の状態や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス・機関または制度の利用につなげる。また、地域における関係者とのネットワークの構築を推進する。
ランチ連絡会・学習会	地域包括支援センター職員とランチとの情報共有や、ランチが地域の話し合いの進行役になるための学習会などを毎月実施する。
権利擁護業務	高齢者の金銭管理問題、虐待対応、消費者被害等について、ケースの相談や関係者・関係団体(虐待対応専門職チーム(県社協、弁護士会)、警察、消費生活センター等)との調整、介護福祉課高齢福祉係の措置への橋渡しの業務を行う。
成年後見制度等の利用支援	自身や家族で金銭を管理できない状況にある高齢者に対し、成年後見センターの構成機関として、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業や介護福祉課高齢福祉係による市長申し立ての成年後見に繋げる。
消費者被害に対する啓発	消費生活センター職員を加わっての消費者被害の情報共有等を行う。
高齢者虐待対応	高齢者に対する虐待に対処し、介護福祉課高齢福祉係による成年後見制度や施設への保護につなげていく業務。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	市内の介護支援専門員に対する支援や指導を行うとともに、ケアマネジメントが円滑に行えるよう関係機関の連携・調整等環境整備を行う。
介護支援専門員連絡協議会	介護支援専門員連絡協議会の事務局として運営を支援する。
地域リーダー養成	主任介護支援専門員の中から地域で活躍できる人材を育成する。県と協働して演習・研修等を行う。
地域ケア会議推進事業	多職種協働による個別ケースの検討を通じて、個別課題の解決や自立支援に向けたケアマネジメント支援を行い、また、地域課題の把握や地域支援ネットワークの構築を推進している。
事例検討型	支援が困難な事例等の検討を、支援関係者・地域関係者を中心に行っている。
ケアマネジメント支援型	リハビリテーション専門職、薬剤師、管理栄養士、主任介護支援専門員等の専門職により介護予防や自立支援に向けたケアマネジメント支援を行っている。また、多職種が連携してケアマネジメントを支援できるよう専門職が有志で学習会を開催、包括が事務局を務める。
地域ケア推進会議	事例検討型・ケアマネジメント支援型の両会議から抽出された地域課題の解決に向けた協議を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方が必要な高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて関係者の連携のために必要な事業を行っていく。
協議会・部会	在宅医療と介護の連携に関する課題の抽出・解決の協議を行うため関係者で設置する。新居浜市では部会を設けて解決に向けた実質的な協議を行う。
研修会、講演会、啓発	医療関係者への介護の研修、介護関係者への医療の研修、連携の研修、市民への講演等を実施する。
社会資源広報	医療と介護に関する資源情報をマップ化するなど活用しやすく広報する。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けることができるように、認知症についての理解を広め、地域全体で認知症高齢者の生活を支援していく事業。
認知症初期集中支援事業	関与しないと診察や適切な介護サービスに繋がらない認知症高齢者等に対し、チーム員の訪問や専門医の助言により適切な医療・介護サービスに繋げる。
認知症ケア向上推進事業	認知症ケアパスを普及啓発させるなど認知症に対する支援体制を構築することで、認知症高齢者等にやさしい街づくりの取り組みを進める。
オレンジネットワーク	認知症等で行方不明になった場合に、早期に発見する地域のネットワーク。警察と連携しつつ、行方不明者発生時には、協力機関へ情報配信を行い、事前登録も実施している。
地域SOSネットワーク	地域による独自の認知症行方不明者捜索活動等を支援する。「すみの見守り・SOSネットワーク協議会」がH27.4.1、「泉川見守り・SOSネットワーク協議会」がH29.7.1に発足している。
生活支援体制整備事業(健康長寿コーディネーター配置事業)	生活支援コーディネーター(新居浜市では健康長寿コーディネーター、事業名も「健康長寿コーディネーター配置事業」としている。)と協議体が協力して地域における支え合いの仕組みを相談し、多様な主体による生活支援サービス創出を図る。協議体は、コーディネーター、福祉関係者(民生委員・社協等)、自治会、介護事業所などから必要に応じて構成する。
第1層協議体	第1層コーディネーターとともに市域全体について協議し、政策形成につなげる。新居浜市では、現在のところ地域包括支援センター運営協議会が担っている。
第2層協議体(旧地域ケアネットワーク推進協議会)	校区ごとに、第2層コーディネーター、ランチ、校区担当が地域住民とともに、地域課題の抽出、課題解決策の検討を通じて地域支え合い活動を促進していく。
社会資源広報	自立した生活に資する地域の各種社会資源情報をポータルサイト(あらいさんとはまちゃんのにじいろケアポータル)等で広報する。
任意事業	介護給付適正化事業は介護福祉課、家族介護支援事業は介護福祉課高齢福祉係が中心となって実施し、その他の介護保険事業の運営の安定のための事業等を介護福祉課と地域包括支援センターでそれぞれ実施している。
家族介護支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした事業を行っていく。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解する場所。認知症の人やその家族の地域社会からの孤立を防ぎ、心理的軽減に寄与すると共に、介護負担軽減や適切な支援により、地域や在宅生活の安定につながる事業。
その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を行っていく。
認知症サポーター養成講座	市民誰もが認知症について正しく理解し支援が行えるよう、認知症サポーター養成講座を開催する。また、パンフレットを作成し啓発を図る。一般市民のほか、学校や企業も対象に開催している。



ぴんぴんキラリ

PPK体操について (にははま元気体操介護予防編)

令和5年度

資料3-1

PPK体操は、DVDを見ながらセラバンド（ゴム製のバンド）とお手玉を使って行う体操です。高齢期に適した全身運動で、体力に自信のない方でも無理なく安全に行えます。

体操の内容
(約40分)

- ①準備体操
- ②筋力強化運動(上半身5種類、あし6種類)
- ③お手玉
- ④整理体操



PPK体操が必要な7ヶ

新居浜市における介護・介助が必要になった主な原因は、**1位** 高齢による衰弱、**2位** 骨折・転倒、**3位** 心臓病。(新居浜市高齢者福祉計画 2021)

運動習慣がない、閉じこもりがちの方は要注意。筋力や身体機能が落ちて将来の要介護リスクが高くなりやすいです。

・・・でも私には介護予防はまだ早い？いいえ！**お元気づちから、PPK体操をはじめとする介護予防に取り組むことが重要です！**

たくさんの効果が！

- ★ 全身の筋力がつき、**立ったり歩いたりしやすくなる**
- ★ バランス機能が上がり、**転びにくくなる**
- ★ 適度な運動を続けることで、**健康になる**
- ★ 脳の機能を高めて、**認知症予防になる**
- ★ 週1回みんなと体操して、**仲間ができる**
- ★ 住民同士の交流や支え合いが生まれ、**地域づくりに繋がる**

どんな活動？

自治会館などの**通いの場(拠点)**に週1回集まってPK体操を行います。体操のあとにはレクリエーション等をしている拠点もあり、楽しく活動しています。
各拠点に「PPK体操のDVD」と「PPK体操ガイドライン」、参加者全員に「セラバンド」と「お手玉」をプレゼント！
気軽に始められるのも魅力です。

参加者の声

「腰痛、膝痛が楽になった！」「長い距離を歩けるようになった！」「外に出ようという気持ちが出てきた！」など喜びの声が届いています。



PPK体操に興味はあるけど、最初はどうやって始めるん？どうやって進めていくん？など・・・

PPK体操を始めるにあたっての説明は裏面へ。さあ！一緒に拠点を立ち上げよう！

PPK体操は、新居浜市「健康長寿地域拠点づくり事業」のもとに行われています。

1 健康長寿地域拠点づくり事業ってなに？

地域の方が主体となって、送迎に頼らない身近な場所に**通いの場(拠点)**をつくり、PPK体操を含めた介護予防や健康づくり、仲間づくりを行うことを推進する事業です。地域に住んでいる方同士で介護予防支援が可能な地域づくりを目指しています。

2 拠点を開設するときの条件は？

- ① 申請者名は、自治会長または施設管理者であること。
- ② 週1回集まり、PPK体操を実施し、初期・継続支援を受け活動すること。
- ③ 実施場所として自治会館等の会場を活用すること。
- ④ 参加者が5人以上であること。
(65歳以上の方が5人以上いれば、その他の参加者の年齢は問いません。) **参加者は、自治会員に限定しないこと。**

3 DVDを見るだけ？だれか体操を教えて～！

指導者を派遣し、住民主体で運営できるよう支援します。

初期支援期間	1か月目	毎週1回
	2か月目～1年6か月目	毎月1回
継続支援期間	初期支援期間が終了した翌年度から	1年度中に最大4回

※ 指導者が来ない週もPPK体操を実施してください。

4 必要なものを準備するための費用は？

拠点の**立ち上げ準備金**として、上限 80,000 円の交付金があります(1会場あたり1回限り)。

※ 年間の新規立ち上げ拠点数は15を上限とし、15か所の申し込みがあった時点で打ち切りとなりますのでお早目にご検討ください。

交付金に関する注意事項

交付金は、**PPK体操を実施するために必要な物品(椅子、DVD 再生機器等)**、または**拠点活動の強化として必要な物品(血圧計、輪投げ等)**の購入に使ってください。設備が整っている会場では、**交付金が交付できない場合があります**。個人が使用するものや飲食代(食品、お茶、コーヒー等)、消耗品代(文具等)には交付を認めません。他の交付金が活用できる場合は、交付内容が重複しないようにしてください。
※見積り・購入の前に、必ず地域包括支援センターに相談ください。

5 安全には十分注意しましょう

拠点開設にあたり発生する諸問題や諸経費は自治会等に対応していただきます。事故等につきましては自己責任となりますので、**無理をしたりケガをしないよう、十分に注意して活動してください**。「自己責任書の作成」や「レクリエーション活動保険に加入する」等の方法もあります。

【問い合わせ先】 市役所 2 階

新居浜市地域包括支援センター ☎65-1245



～PPK体操～ 拠点を開設している自治会(予定含む)と開始時間 令和5年3月現在活動拠点(103か所) ※立ち上げ拠点(106か所)

曜日	月		火		水		木		金		その他										
上部東 [37か所]	8	10:00 角野新田		1	9:00 城主	105	10:00 瀬戸・寿連合	56	9:30 長野	11	13:00 篠場	20	10:00 篠場団地	106	14:00 下東田	23	9:30 光明寺	78	(休止中) 種子川町	57	(土) 10:00 西泉②
	72	10:00 みどりヶ丘		66	9:00 北内上	65	13:30 北内中	12	10:00 上泉東	50	13:30 山田	91	10:00 宮喜連合			82	10:00 林下原	92	14:00 道面		
	13	13:00 下泉久門		24	9:30 一字	2	14:00 元船木団地	26	10:00 七宝台	59	13:30 東田	96	10:00 下泉吹上			104	10:00 松木坂井				
	43	14:00 喜光地西町		7	10:00 吉岡	68	14:00 岸の上連合	57	10:00 西泉①			101	10:00 松原市営住宅			74	13:30 国領				
				35	10:00 船木上原	83	14:00 元船木	89	10:00 西喜光地上組			76	13:00 高祖			9	14:00 北内ハイツ				
				75	10:00 池田			99	10:00 三軒屋			70	13:30 西連寺								
上部西 [18か所]	37	10:00 岸之下	102	13:30 下本郷上	44	10:00 治良丸		53	10:00 上原			98	9:30 横水			27	9:30 旦之上				
	93	10:00 中萩コープタウン		45	10:00 萩生西		67	10:00 西之端			54	13:30 銀杏之木			21	10:00 本郷					
	46	13:30 新居浜コープタウン		60	13:30 馬淵		94	10:00 萩生東							71	10:00 横山					
	52	13:30 中村松木		49	14:00 中村宮東		81	13:30 岸影													
川西 [23か所]	17	9:00 城下町②	58	10:00 新須賀	90	10:00 中須賀		41	10:00 田所			17	9:00 城下町①			5	10:00 宮西泉宮				
	10	9:30 一宮	18	13:00 西の土居	31	13:00 政枝		4	13:30 久保田			47	13:30 高木			16	13:30 平形				
	14	10:00 泉池	55	13:00 江口			28	13:30 駅前			103	13:30 新田連合			40	13:30 昭七					
	19	10:00 庄内	77	13:30 旭			39	13:30 若水													
	36	10:00 東町	87	13:30 八雲			42	(休止中) 滝の宮													
	38	10:00 河内					95	13:30 東庄内													
川東 [25か所]	15	13:00 白浜②		3	9:00 田の上	79	13:30 宇高A	85	10:00 南小松原			6	10:00 桜木西	97	13:30 宇高B	33	10:00 松神子団地			22	13:00 毎月 5・10・15・ 20・25・30日 東楠崎 場所:長生会館 隔だまりの部屋
	62	13:00 本郷連合		63	9:00 荷内	88	13:30 沢津	80	13:00 黒島			34	10:00 西楠崎	100	13:30 阿島上	84	10:00 又野				
	48	13:30 山端連合		29	10:00 下郷			32	13:30 東雲中央			15	13:00 白浜①	73	14:00 落神	61	13:30 町連合				
	64	13:30 浮島		69	10:00 東浜							25	13:30 江の口								
				86	10:00 大島連合							51	13:30 中郷								

【評価内容変更の経緯】

PPK体操の効果立証や参加者の動機付けを強化するため、H28年度より運動機能評価を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による拠点の休止や運動機能評価の中止によりPPK体操の継続による純粋な効果を知ることが難しくなった。

継続支援の拠点が增えるなど拠点の在り方自体も変化しており、個人の運動機能の変化のみを拠点活動の成果として把握するのではなく、もっと多角的な視点で高齢者の状態や拠点を把握する必要があるとの結論に至り、評価内容を見直した。

【変更点】

運動機能の評価を5項目から2項目(TUGと片脚立位バランスのみ)に削減し、生活状況のスクリーニングを行う基本チェックリスト、生命予後や主観的幸福感と関連が強く精神的健康を把握する主観的健康観、地域づくりの指標として隣人・友人・知人などインフォーマルな対人関係を把握する社会交流の評価を新たに採用。

【目的】

- ・運動機能の経時的変化や生活上の変化の気付きを促し、個人の動機づけを強化する。
- ・集団の中から個別に支援が必要な参加者を選別するためのスクリーニング機能を持たせ、支援が必要な参加者を把握する。
- ・拠点に通う参加者全体のデータからその拠点の特徴を把握し、拠点支援の必要性の有無や支援のタイミングを検討し、住民主体の運営を支える。
- ・拠点が地域に与えている影響や、拠点活動非参加群と比べた効果を対外的に発信し、拠点活動を魅力あるものとしてアピールする。

【活用案】

個別支援

(支援要 | 拠点内で完結する支援)

- ・拠点内での支援を実施。

拠点訪問時の状況確認、世話人や指導事業者との連携、拠点内での指導、受診勧奨や介護保険サービスの申請等。

(支援要 | 拠点外の支援)

- ・「一体的事業」と連携し、支援が必要な参加者に対して、課題に応じた専門職が自宅を訪問や個別支援を実施。

拠点支援

- ・拠点同士を比較し、全拠点の中で支援の必要性が高い拠点を抽出する。

消滅危機支援チームが介入し、拠点継続のための運営面の支援を行う他、介護予防講座を利用した近隣住民へのチラシの配布などを行い、新規参加者の獲得を支援する。

対外的アピール

- ・「新居浜市 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」回答者の内、介護予防のための通いの場へ参加していない群のデータを拠点参加者のデータと比較する。

比較項目：基本チェックリスト・主観的健康観・社会交流

(新) 新居浜市健康づくり推進本部 設置

単独の課所室で解決することが困難な健康に関する課題の解決に向け、組織横断的な体制を構築し、効果的な施策を推進する
令和5年度においては、高血圧予防対策を重点的に進め、心疾患によるフレイルや要支援要介護状態の改善を図る

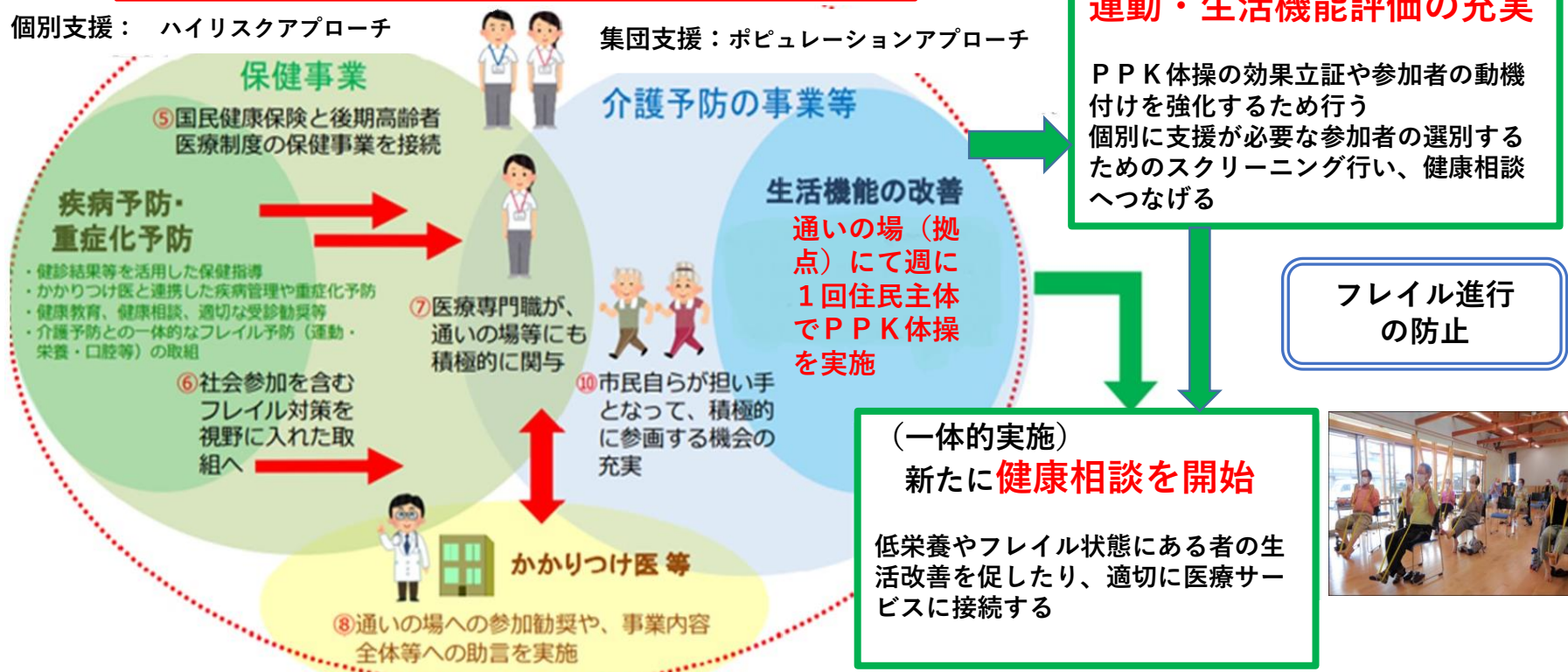
生活習慣病グループ（国保課等4課）

フレイルグループ（地域包括支援センター等3課）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

個別支援：ハイリスクアプローチ

集団支援：ポピュレーションアプローチ



1. パート2 PPK 体操概論

パート2 PPK (ぴんぴんキラリ) 体操

PPK体操は高齢期に適した全身運動で、運動習慣のない人や体力に自信の無い人でも無理なく安全に行えるように運動内容を設定しています。PPK体操を行うことで全身の筋力がつき、立ったり、歩いたりしやすくなることが期待できます。また、継続してPPK体操に取り組むことで「疲れにくくなった」「長い距離を歩けるようになった」などの効果を多くの人が実感しています。

しかし、日常生活の中では体を動かす運動器の機能以外に判断や理解をする認知機能や、会話や食事をするための口の働きも大切です。さらに、人と交流し楽しい時間を過ごす機会を持つことも、いきいきとした毎日を送るためには欠かせません。

そこで、パート2 PPK体操では頭の回転や口の働きをよくする体操、交流しながら楽しくできる体操を考案しました。他にも、新居浜ならではの太鼓祭りをイメージしたご当地体操や転倒予防に効果のある体操を取り揃えています。なお、PPK体操と一緒に行うことでより効果的な内容となるように、新居浜市が愛媛県リハビリテーション専門職協会に委託し、リハビリテーション専門職がPPK体操と相性の良い体操を考案しています。

PPK体操と共に積極的に活用し、「ぴんぴんキラリ」な毎日を送りましょう。

2. 体操の組み合わせメニュー

タイトル	体操組み合わせ	強度
1. パラパラペア体操 呼吸を整え発声練習を行う 体操とペア体操を組み合わせ たメニューです	<ul style="list-style-type: none"> ● ペア体操 ● 呼吸体操 ● びんびんキラリ発声体操 ● 新居浜早口ことば 	中
2. らくらく体操 筋肉をほぐして肩や膝、腰 の痛みを和らげるメニュー です	<ul style="list-style-type: none"> ● 肩らくらく体操 ● 膝腰らくらく体操 	中
3. ふんばるぞ体操 足の指をたえて転ばない 体をつくるメニューです	<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒予防体操 ● ペア体操 	強
4. オペラ体操 上半身をリラックスさせる 体操と発声・呼吸体操を組 み合わせたメニューです	<ul style="list-style-type: none"> ● 神経ゆるのび体操 ● 肩らくらく体操 ● 発声体操 ● わっはっは体操 	中
5. しなやか体操 足をリラックスさせる体操 とペア体操を組み合わせた メニューです	<ul style="list-style-type: none"> ● 神経ゆるのび体操 ● 膝腰らくらく体操 ● ペア体操 	中

タイトル	体操の組み合わせ	強度
6. グラグラ体操 呼吸・発声・飲み込みなど を組み合わせたメニューで す	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸体操 ● わっはっは体操 ● びんびんキラリ発声体操 ● お口うるおい体操Ⅰ・Ⅱ ● お口元気体操 ● ごっくんパワーアップ体操 	軽
7. 頭フル回転体操 足ふみをしながら行う脳ト シ2種類のメニューです	<ul style="list-style-type: none"> ● ふみふみイキイキ体操 ● 色読みクイズ体操 	中
8. こげんで体操 転倒を予防するための体操 です	<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒予防体操 	中
9. あおぞらタオル体操 タオルを使って全身を動か す体操です	<ul style="list-style-type: none"> ● あおぞらタオル体操 	中
10. 新居浜太鼓まつり体操 太鼓のリズムに合わせて行 う全身を使った体操です	<ul style="list-style-type: none"> ● 新居浜太鼓まつり体操 	強

令和4年度「認知症初期集中支援チーム」検討委員会

1 新居浜市認知症初期集中支援チームについての協議

日 時：令和5年3月13日（月） 19：00～19：50

場 所：市役所4階 41会議室

参加者：認知症初期集中支援チーム員12人（医師3人、医療機関ソーシャルワーカー3人、地域包括支援センター職員6人）、地域包括支援センター所長

内 容：

1 認知症初期集中支援チームの稼働状況

チーム員数13名（専門医3名、専門職10名）

相談件数8件（うちチーム対象件数2件）

相談者の内訳 家族：3件 介護支援専門員：4件 包括相談員が把握：1件

チーム員会議開催数4回

2 令和4年度新規対象事例の進捗報告

3 昨年度の検討事項と今年度の取組み

(1) 昨年度の検討事項

①モニタリング記録票の様式変更、Zalit（介護負担尺度）の取り扱いについて問題なく活用できている。

②チーム員担当制について

令和3年度まではチーム員会議を2か月に1回、医師3名、精神保健福祉士3名の輪番制で実施していたが、令和3年度の認知症初期集中支援チーム員会議で協議した結果、令和4年度からは、より充実した支援が行えるよう、1事例ごとに支援開始から終了まで同じ医師、精神保健福祉士が継続的に関わるチーム員担当制に変更することとなった。

チーム員担当制となり、1つのケースに同じメンバーで継続的に関わる事で、スムーズな支援とチーム員会議が開催できている。

(2) 今年度の取組み

初期相談を受ける人が事業を理解しておく事が重要であるため、包括の相談支援係とランチに対して、改めて事業の説明を実施。